

議案第 135 号

宝塚市国民健康保険出産費資金貸付基金条例を廃止する条例の制定について

資料 1 条例の概要について

1 提案内容

出産育児一時金の直接支払制度等の定着により、国民健康保険出産費資金貸付制度の利用実績がないことから、同貸付制度を廃止し、同時に基金条例も廃止する。

2 貸付制度の経緯

直接支払制度（後述）導入以前は、被保険者の出産に際し、被保険者の申請により、市から被保険者に対して出産育児一時金を支給していたが、出産育児一時金の支給時期は分娩費用の支払いから 1～2 ヶ月後となっていた。

そのため、出産育児一時金が支給されるまでの間、出産にかかる一時的な経済的負担を軽減することを目的として、平成 13 年度に「宝塚市国民健康保険出産費貸付基金条例」により基金 500 万円を設置し、出産に要する費用の一部（出産育児一時金の上限 8 割：40 万円（令和 5 年 10 月時点））を事前に貸し付ける事業を実施してきた。

その後、平成 21 年度から、出産育児一時金を市から医療機関へ直接支給する「直接支払制度」が導入され、被保険者が医療機関に支払う分娩費用は一時金（50 万円（令和 5 年 10 月時点））を超えた分のみの支払いで済むようになった。

直接支払制度が制定され、制度が普及したことに伴い、貸付の需要がなくなり、平成 23 年度から貸付実績はない。

3 廃止方法

宝塚市国民健康保険出産費資金貸付基金条例（平成 13 年条例第 12 号）を廃止する条例議案を 12 月議会に提出。施行日は令和 6 年 4 月 1 日とする。

*宝塚市国民健康保険出産費資金貸付基金条例施行規則（平成 13 年規則第 14 号）も同時に廃止。

また、令和 5 年度 12 月補正予算で基金残高 500 万円の取りくずし及び国民健康保険特別会計への繰入を要求し、条例廃止とともに処理を行う。